

### 暴風警報等による臨時措置

- 1 午前6時30分の時点で倉敷市に「特別警報」（大雨，暴風，高潮，波浪，大雪，暴風雪）が発令されている場合，臨時休校とする。
- 2 午前6時30分の時点で，倉敷市に「暴風警報」が発令されている場合，生徒は自宅で待機する。午前9時の時点でも，引き続き同警報が出されている時は，臨時休校とする。
- 3 その他の警報（大雨，大雪，洪水など）については，特に連絡のない限り普通どおり登校する。